

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給事業について

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えています。

新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化しています。

このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和3年4月7日付子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）にもとづき、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します。

2. 事業内容

- ◆対象者…① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

◆対象者数…① 816世帯 ② 43世帯（見込） ③ 200世帯（見込）

◆支給額…児童1人当たり一律5万円

3. 事業費

(単位：千円)

事業費	国・県支出金	市債	その他	一般財源
87,406	87,406	0	0	0

【事業費内訳】

- ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費補助金 86,700千円
- ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金 706千円

4. 支給日 4月28日(水) 振込実施予定

【問合先】

子育て支援課 子ども家庭係 中村
TEL 0979-22-1141